

春休み子どもの人権相談所を開設

学校や家での困ったこと、いじめなどの悩みごとについて、人権擁護委員がお話をお聞きします。秘密は必ず守りますので、気軽に相談してください。

相談日時	場所
3月26日(水) 午前10時～午後3時	牛窓町公民館
3月27日(木) 午前10時～午後3時	瀬戸内市役所
3月28日(金) 午前10時～午後3時	ゆめトピア長船

※いずれも、一般の人権相談所と一緒に開設します。保護者からのご相談も、お待ちしております。

■問い合わせ先

岡山地方裁判所備前支局 ☎0869-64-2770

犯罪被害者支援ボランティア養成講座を受講してみませんか？

(社)被害者サポートセンターおかやま(VSCO)では、被害者支援ボランティア養成講座を開催します。ボランティアに興味のある人、窓口や電話でさまざまな相談を受ける機会のある人、講座を受講してみませんか？

- ▶ 講座回数 全6回(全講座受講で修了証交付)
- ▶ 開催日時 4月26日(土)・5月未定日1日あり(裁判傍聴)・5月24日(土)・31日(土)・6月21日(土)・28日(土)いずれも午後の予定
- ▶ 開催場所 岡山県開発公社ビル(岡山市蕃山町)、きらめきプラザ(岡山市南方)など
- ▶ 定員・募集期限 50人・4月11日(金)必着
- ▶ 受講料 6,000円(全講座分資料代含む)
- ▶ 講座内容 特別講演、法律制度、刑事裁判傍聴・解説、犯罪被害者・遺族のサポート、心理的側面など
- ▶ 講師 VSCO協力弁護士、精神科医、岡山県警など

■問い合わせ・申込先

社団法人 被害者サポートセンターおかやま
☎・FAX 086-223-5564
<http://vsco.info>

ゆめトピア長船の1階、身体障害者用トイレの一部改修し、オストメイトの皆さんが利用できるトイレを設置しました。

ゆめトピア長船にお越しの際、お近くに寄られた際は、お気軽にご利用いただきますようご案内いたします。

※オストメイト対応トイレとは、人工肛門、人工膀胱を保有されている人(オストメイト)の使用が考慮されたトイレです。

■問い合わせ先
市福祉課
☎0869-26-5943



トイレ入口には、このオストメイトマークが表示されています



ゆめトピア長船にオストメイト対応トイレを設置

一時保育・延長保育の利用料が変わります

平成20年4月利用分から利用料を次のとおり改定しますので、ご理解とご協力をお願いします。

▶一時保育

- 4時間以下の利用 1,000円(旧900円)
- 4時間を超える利用 2,000円(旧1,800円)

▶延長保育 1日200円(旧100円)

■問い合わせ先

市子育て支援課
☎0869-26-5946

後期高齢者医療制度の保険料率が決定しました



4月から始まる「後期高齢者医療制度」では、すべての被保険者が保険料を負担することになります。これまで自分で保険料を支払っていなかった健康保険組合や共済組合、社会保険事務所の政管健保の被扶養者も保険料を納めることになります。

保険料は被保険者全員が負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。

★岡山県後期高齢者医療広域連合の保険料率(平成20・21年度)

$$\text{一人当たり保険料 (限度額50万円)} = \text{均等割額 } 43,500\text{円} + \text{所得割額 } (\text{総所得金額等} - 33\text{万円}) \times 7.89\% \text{ (所得割率)}$$

※保険料は2年間ごとに、医療の給付に応じて広域連合で見直し、決定します。

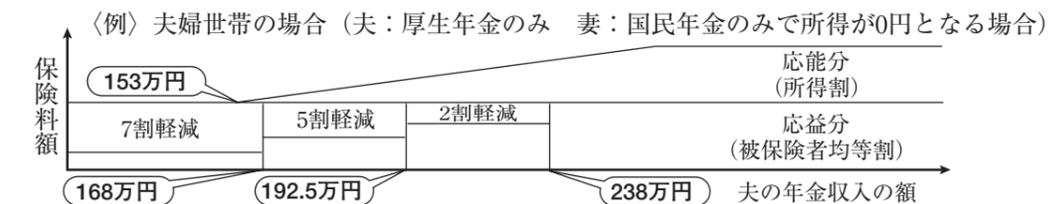
★保険料の軽減措置

所得の低い人は、世帯の所得水準に応じて保険料の「均等割額」について7割軽減・5割軽減・2割軽減の軽減措置が受けられます。

軽減割合	世帯主及びその世帯の被保険者の総所得金額等の合算額
7割軽減	【基礎控除額(33万円)】を超えない世帯
5割軽減	【基礎控除額(33万円)】+24.5万円×被保険者数(世帯主を除く)を超えない世帯
2割軽減	【基礎控除額(33万円)】+35万円×被保険者数を超えない世帯

※基礎控除額等の数字は、税制改正などで改正されることがあります。

※軽減措置の所得判定には、上記の【基礎控除額】に、さらに15万円の控除額があります。(ただし、公的年金収入がある人のみ)



妻は国民年金のみで所得が0円のため、夫の収入金額で、7割軽減・5割軽減・2割軽減の軽減措置が受けられるかどうか決まります。保険料は個人ごとに計算・納付します。

★会社の社会保険などの被扶養者であった人

平成20年4月1日の「後期高齢者医療制度」施行日の前日に健康保険組合や共済組合、社会保険事務所の政管健保の被扶養者であった人や、「後期高齢者医療制度」施行後、被保険者の資格を得た日の前日に健康保険組合や共済組合、社会保険事務所の政管健保の被扶養者であった人は、被保険者の資格を得た日の属する月から2年間は保険料の「均等割額」が半額に減額され、「所得割額」はかかりません。

ただし、平成20年度は特例として、納付は平成20年10月からの納付となり、平成20年10月分から平成21年3月分までの半年間は「均等割額」が9割減額されます。

0割 (負担なし)	1割 (9割軽減)	5割 (被保険者になった月から2年間)
△平成20年4月	△平成20年10月	△平成21年4月

★保険料の納め方

年金を年額18万円以上受け取っている人は、保険料が年金から天引きされます。(特別徴収)(ただし、介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える場合は、天引きの対象になりません)それ以外の場合は、納付書などにより市町村に納めます。(普通徴収)

詳しくは、瀬戸内市役所市民課または岡山県後期高齢者医療広域連合へお問い合わせください。

■市市民課 ☎0869-22-3958
岡山県後期高齢者医療広域連合 ☎086-245-0090